

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)
(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2023 年 9 月 5 日

株式会社シーユーシー
株式会社シーユーシー・ファイナンス

2023年9月20日

吸収分割に係る事前開示書類

東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社シーユーシー
代表取締役 濱口 慶太

東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社シーユーシー・ファイナンス
代表取締役 桶谷 主税

株式会社シーユーシー（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の100%子会社である株式会社シーユーシー・ファイナンス（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年9月5日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年11月1日として、吸収分割会社が営む診療報酬等のファクタリングサービスに係る事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本吸収分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であり、吸収分割会社はその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第183条第2号及び第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

株式会社シーユーシー・ファイナンス（以下「甲」という。）及び株式会社シーユーシー（以下「乙」という。）とは、甲乙間の吸収分割に関して次の契約を締結する。

第1条 甲は、吸収分割により乙から乙の債権、有価証券の管理及び診療報酬請求事務の受託等の一部（以下「承継する事業」という。）に関する権利義務を承継し、乙は甲にこれを承継させる。

2 本吸収分割当事者の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割承継会社（甲）

商号 株式会社シーユーシー・ファイナンス

本店 東京都港区芝浦三丁目1番1号

(2) 吸収分割会社（乙）

商号 株式会社シーユーシー

本店 東京都港区芝浦三丁目1番1号

第2条 甲は、本吸収分割に際して、乙に対し、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等を交付しない。

第3条 本吸収分割により増加する甲の資本金及び資本準備金の額等は、次のとおりとする。

① 増加する資本金の額 金0円

② 増加する資本準備金その他の額

会社計算規則に従い、甲が定める。

第4条 効力発生日は、令和5年11月1日とし、本吸収分割の効力発生は、甲において承継する事業に必要な許認可の取得・届出等が完了することを条件とする。ただし、前日までに必要な手続が遂行できないときその他必要と認めるときは、甲及び乙が、協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条 甲が乙から承継する権利義務は、次に掲げるものとする。ただし、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和5年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、その後、効力発生日までの間において乙の資産、負債に変動を生じたものについては、別に計算書を作成してこれを明確にし、効力発生日時点の金額を算定するものとする。

一 資産

- ① 承継する事業に関する売掛金、未収入金
- ② その他承継する事業に属する資産の一切

二 債務

- ① 承継する事業に関する買掛金、未払金
- ② その他承継する事業に属する債務の一切

三 契約等

乙が締結した承継する事業に関する以下の契約及びこれらに付随して効力発生日までに締結された各契約並びに乙がこの契約締結日から効力発生日までに医療法人その他の第三者との間で承継する事業に関して新たに締結する診療報酬債権の譲り受けに係る債権譲渡契約書その他の関連する合意上の地位及びこれに基づく権利義務（債権譲渡の対価支払に係る権利義務、表明保証違反に伴う損害賠償に係る権利義務、取立委任に基づく回収金に係る権利義務等を含むがこれに限らない。）の一切（なお、念のため付言すると、以下の契約に基づき既に実施済の債権譲渡（将来債権譲渡を含む。）の譲渡人と譲受人は変わらない。）

- ・ 医療法人仁慈会との間の2020年11月30日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人社団綾和会との間の2018年4月26日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人社団綾和会（締結時の名称は医療法人社団温知会）との間の2016年10月19日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人社団平郁会との間の2015年3月18日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人社団興明会との間の2019年3月28日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人白楊会との間の2021年4月19日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人勝又病院との間の2018年6月28日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人吉田クリニックとの間の2017年4月21日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人社団昌健会との間の2020年7月10日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人桂名会との間の2021年10月20日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人社団杏月会との間の2018年11月1日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意

- ・ 社会福祉法人貴寿会との間の2019年9月15日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 医療法人芯聖会との間の2019年9月15日付の債権譲渡契約書及び延長覚書その他の関連する合意
- ・ 有限会社フロンティア・ファンディング・コーポレーションとの間の2015年1月30日付債権譲渡基本契約書及び変更合意書兼買戻合意書並びにこれらの契約に基づく追加債権譲渡契約、個別の割引支払の合意その他の関連する合意

2 本吸収分割による乙から甲に対する債務及び義務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第6条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議のうえこれを実行する。

第7条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

第8条 この契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条 乙は、効力発生日以後においても、甲に承継する事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第10条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

第11条 本契約は甲において承継する事業に必要な許認可の取得・届出等が完了しない場合には、その効力を失うものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

令和5年9月5日

東京都港区芝浦三丁目1番1号

(甲) 株式会社シーユーシー・ファイナンス

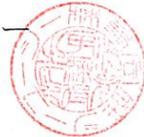
代表取締役 桶谷 主税



東京都港区芝浦三丁目1番1号

(乙) 株式会社シーユーシー

代表取締役 濱口 慶太



別紙2（吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,135,922,923	流動負債	3,100,788,975
現金及び預金	8,095,700	短期借入金	3,100,220,000
未収入金	3,127,787,429	未払金	398,705
その他	39,794	未払費用	170,270
		負債合計	3,100,788,975
		(純資産の部)	
		株主資本	35,133,948
		資本金	100,000
		資本剰余金	35,745,073
		その他資本剰余金	35,745,073
		利益剰余金	-711,125
		その他利益剰余金	-711,125
		純資産合計	35,133,948
資産合計	3,135,922,923	負債純資産合計	3,135,922,923